

第2次中野市生涯学習基本構想

(平成29年度～平成38年度)

緑豊かなまちでの学びを地域にいかす生涯学習のまちをめざして
～学びと夢でつながる心、絆づくり～



平成29年3月

中野市
中野市教育委員会



近年、社会情勢や人口減少、少子高齢化などにより、社会構造や環境は急速に変化しています。

このような中、市民一人ひとりが心豊かで充実した生活を送るため、生涯にわたり様々な学習の内容や方法を自らの意思で選択し、学習の成果をいかすことができる社会の実現が必要とされています。

本市では、平成28年度に、「第2次中野市総合計画」を策定し、「緑豊かなふるさと文化が香る元気なまち」を都市像として掲げ、その実現に向けたまちづくりを進めています。

また、「中野市教育大綱」では、「ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども」を目指す子どもたちの姿とし、ふるさとへの愛着と豊かな社会性を身につける教育を推進しています。

このたび、生涯学習の一層の推進を図るため、「緑豊かなまちでの学びを地域にいかす生涯学習のまちをめざして～学びと夢でつながる心、絆づくり～」を目標とした、「第2次中野市生涯学習基本構想」を策定しました。

今後、本構想を指針とし、市民の皆様とともに「いつでも、どこでも、だれもが」楽しく学び、生きがいのもてる生涯学習のまちづくりの具現化を推進します。

最後に、この構想の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただいた第2次中野市生涯学習基本構想策定委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの方々に対し、心からお礼を申し上げます。

平成29年3月

中野市長 池田 茂

第2次中野市生涯学習基本構想

目次

総論

1	第1次中野市生涯学習基本構想の総括	2
2	アンケートの結果	3
3	構想策定の趣旨	9
4	構想の性格	9
5	構想の期間	9
6	基本方針	10
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 構想の目標	
	(3) 基本施策の柱	
	(4) 上位計画との関連	

各論 生涯学習のまちをめざす施策の展開

第2次中野市生涯学習基本構想体系	12
基本施策1 あらゆる学習機能の活性化	
1 家庭教育の充実	14
(1) 家庭の教育力の向上	
(2) 健やかな子どもを育てる環境づくり	
(3) 子育て支援体制の充実	
(4) 乳幼児教育の充実	
2 学校教育の充実	16
(1) 学校教育の推進	
(2) 地域との連携の強化	
3 社会教育の充実	17
(1) 青少年の学習活動の充実	
(2) 成人の学習活動の充実	
(3) 障がい者の学習活動の充実	
(4) 高齢者の学習活動の充実	
4 職業能力の向上	19
(1) 職業教育の充実	
(2) 職業能力形成機会の充実	
(3) 地域産業の育成	

基本施策2 多様な学習活動の推進

- 1 健康長寿のまちの推進……………20
 - (1) 健康づくりの推進
 - (2) 介護予防の推進
- 2 スポーツ活動の振興……………21
 - (1) スポーツ・レクリエーションの振興
 - (2) スポーツ施設の活用
- 3 文化芸術活動の振興……………22
 - (1) 文化芸術活動の推進
 - (2) 文化施設の活用
 - (3) 文化財の保存と活用
- 4 交流活動の推進……………23
 - (1) 都市間交流の推進
 - (2) 国際交流の推進
- 5 人権が尊重される社会の推進……………24
 - (1) 人権意識の高揚
 - (2) 人権教育の推進
- 6 男女共同参画社会の推進……………24
 - (1) 男女共同参画のための意識づくり
 - (2) 男女がともに社会活動へ参画するための環境整備
 - (3) 男女が平等に支え合う自立した生活づくり
- 7 平和教育の推進……………25
 - (1) 平和意識の育成
 - (2) 平和教育の推進
- 8 ボランティア活動の促進……………26
 - (1) 社会参加活動への意識の高揚
 - (2) ボランティア活動への支援
- 9 快適な地域づくりの推進……………26
 - (1) 地域づくりの推進
 - (2) 安全な生活の確保
 - (3) 快適な環境の確保

基本施策3 生涯学習推進体制の充実

1 生涯学習推進のための機関	28
(1) 市民意見の反映	
(2) 生涯学習推進体制の強化	
2 学習情報の提供	29
(1) 多様な学習情報の提供	
(2) 学習情報のネットワーク化	
(3) 学習相談の充実	
3 指導者の充実	30
(1) 指導者の養成	
(2) 指導者の発掘・活用	
4 学習成果の評価と活用場の確保	30
(1) 学習成果を発表する機会の確保	
(2) 学習成果をいかすための支援	
5 学習の場の充実	31
(1) 施設の活用	
(2) 施設の充実	

参考資料

中野市生涯学習推進本部要綱	32
中野市生涯学習推進会議設置要綱	34
第2次中野市生涯学習基本構想策定委員会設置要領	36
第2次中野市生涯学習基本構想策定経過	37

表紙写真

一本木公園のバラ

中野市生涯学習基本構想

総論

1 第1次中野市生涯学習基本構想の総括

教育基本法では、「生涯学習の理念」として、第3条で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。

生涯学習とは、学校での教育活動はもちろん、地域の公民館などでの学習、スポーツ、レクリエーションや文化芸術活動など、子どもから高齢者まで、趣味や教養、生きがい、職業上やキャリアアップのための学習など、自己の充実や生活の向上のために、自分に合った手段と方法を自ら選んで、生涯にわたってあらゆる機会に行われる学習のことです。

平成20年3月に策定した第1次中野市生涯学習基本構想のもと、生涯学習推進関連事業の各種施策を実施しました。

ここでは、第1次中野市生涯学習基本構想における推進関連事業を総括し、課題の整理を行うものとします。

(1) あらゆる学習機能の活性化

各世代に対応する学習機能の活性化が図られてきました。今後は、各種学習ニーズに応じた方策を推進していく必要があります。

また、家庭教育、学校教育、社会教育など分野ごとの学習機能については、行政における各種施策等を中心に、構想の実現に向けた取組が行われてきています。さらに、発展的な方策を総合計画や総合戦略と整合を取りながら進めていく必要があります。

(2) 多様な学習活動の推進

高齢者人口が増える中、健康や介護に関する学習ニーズが増加している傾向にあります。

また、食育、消費者教育、主権者教育などの現代的課題に対する学びの意欲、必要性が増しています。

様々な学びの場を提供していくことは、市民の多様な学習活動の推進につながっていくものと考えます。

ここでも、総合計画をはじめとする各種計画と整合を図りながら、様々な学習活動を実施、支援していく必要があります。

(3) 生涯学習推進体制の整備

学習情報発信体制等は、各種施設の機能強化等により、進められています。今後も、生涯学習情報の提供や、学んだことをいかすことができる社会の実現、地域課題の学習に通じた解決のため、合理的な体制整備を進めていく必要があります。

ここでは中野市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、学習拠点となる公共施設の管理・運営について、さらなる充実、利便の確保などを図っていく必要があります。

2 アンケートの結果

市民の学習活動の状況や意見を把握するため、市民（20歳以上の市民912人）と市内社会教育施設等利用団体（105団体）に、生涯学習に関するアンケートを実施しました。

◆市民アンケート

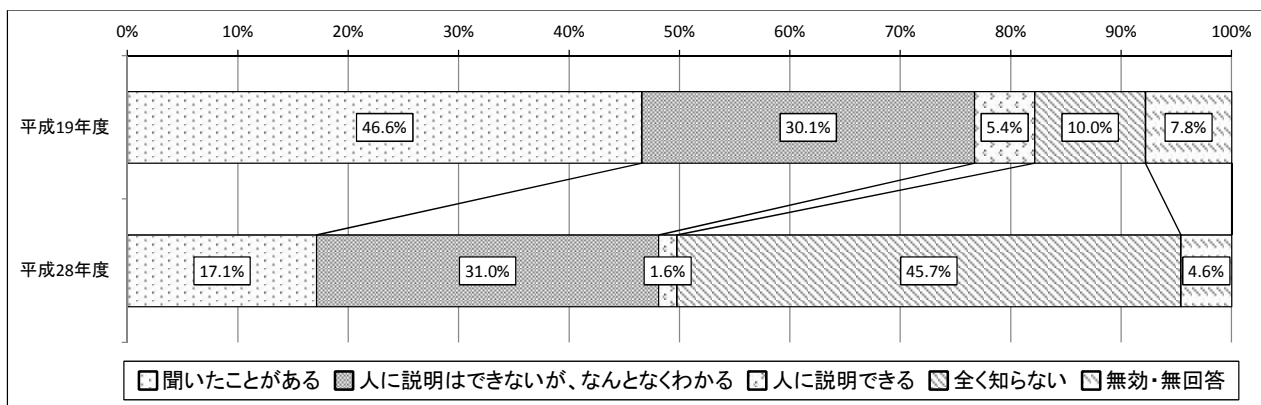
調査対象	市内の20歳以上の市民の中から912人を無作為抽出
調査方法	郵送による送付・回収
調査期間	平成28年5月9日～5月27日
回収数（回収率）	368票（40.4%）

◆団体アンケート

調査対象	市内社会教育施設利用団体221団体から105団体を抽出
調査方法	郵送による送付・回収
調査期間	平成28年5月9日～5月27日
回収数（回収率）	84票（80.0%）

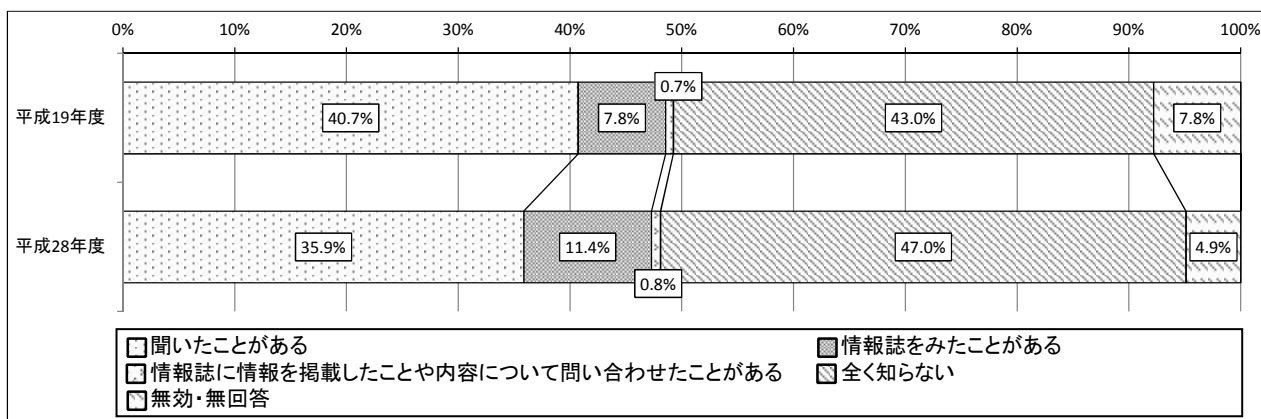
◆生涯学習に対する市民意識

「生涯学習の理念」(※) 認知度 (個人アンケート結果)



平成19年と比較し、認知度が32%減少しています。「生涯学習の理念」を含め、生涯学習の啓発・推進が必要です。

「生涯学習情報」の認知度 (個人アンケート結果)

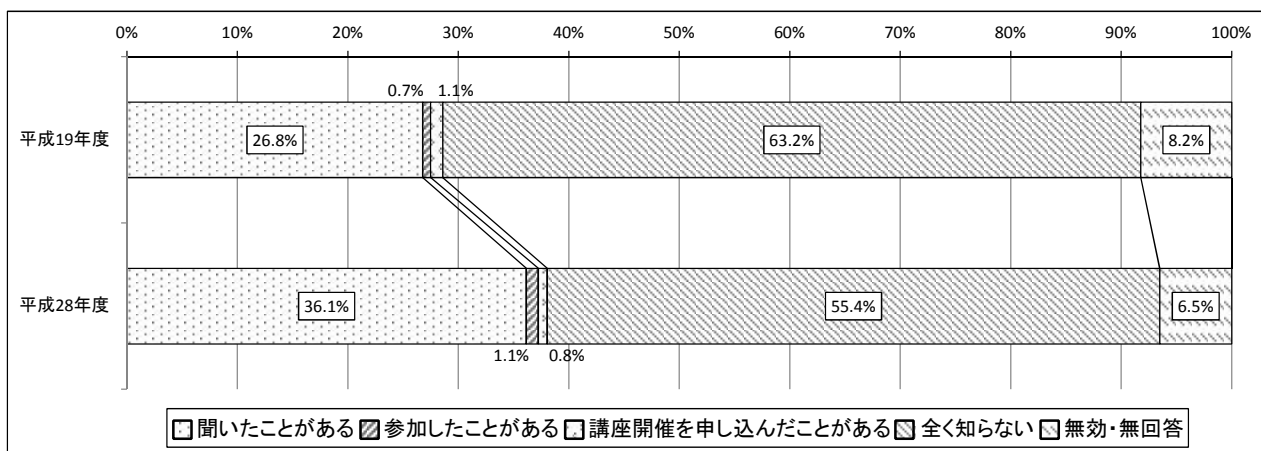


市が発行している情報誌「生涯学習情報」の認知度は、平成19年とほぼ同じです。生涯学習の情報ツールの一つとして、更なる周知が必要です。

※生涯学習の理念 【教育基本法 第3条】

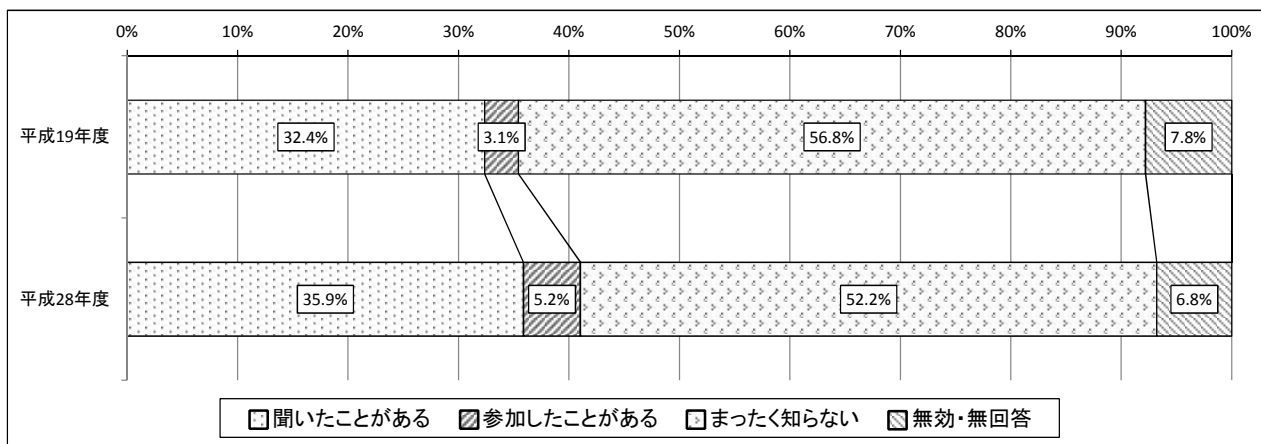
国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

「中野まなびい塾」の認知度（個人アンケート結果）



「中野まなびい塾」は、市が行っている仕事を講座メニューとした学習会です。平成19年と比較し、10%近く認知度が向上していますが、認知度は半数以下です。市民の「学びの場」「学習機会の提供」の推進に向け、更なる周知が必要です。

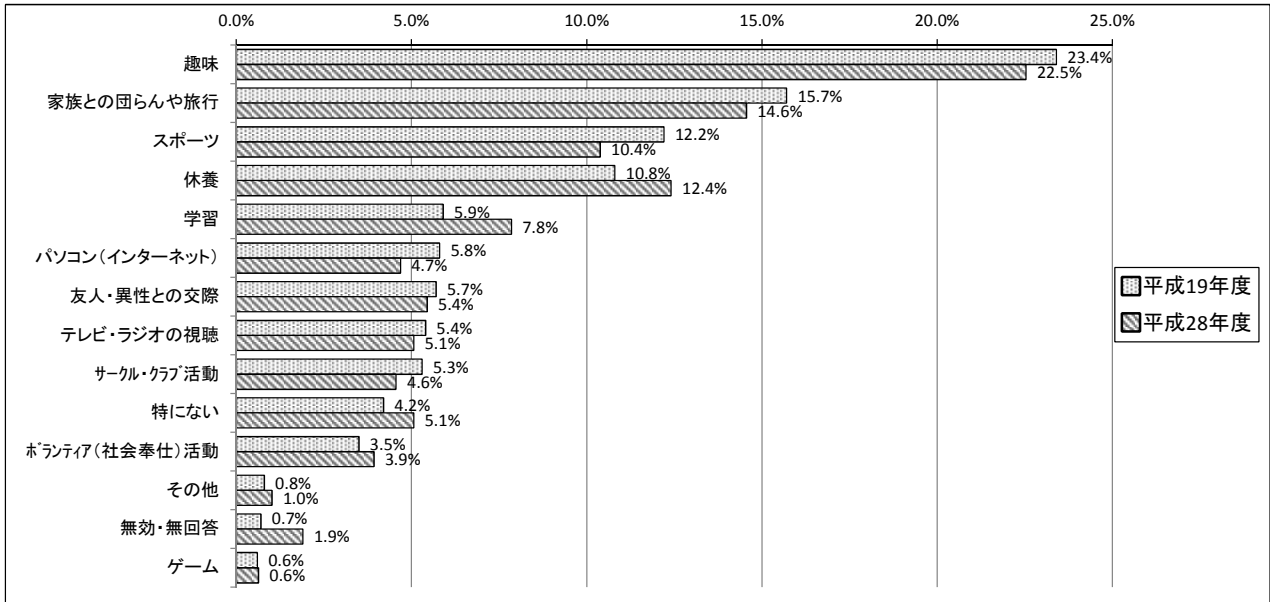
「生涯学習市民のつどい」の認知度（個人アンケート結果）



市民の学習に対する意欲や関心をより高めることを目的にした「生涯学習市民のつどい」の認知度は、平成19年とほぼ同じです。生涯学習への関心が高まるよう、更なる啓発が必要です。

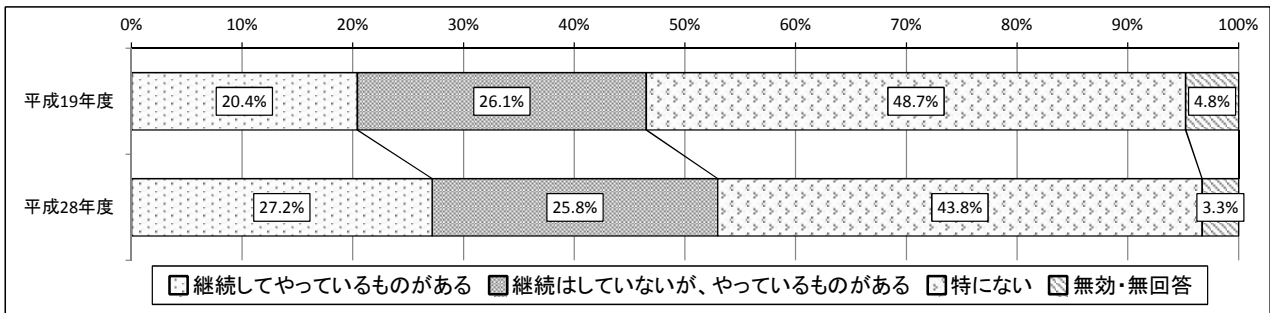
◆学習に対する意欲

「余暇時間にやりたいこと」(個人アンケート)



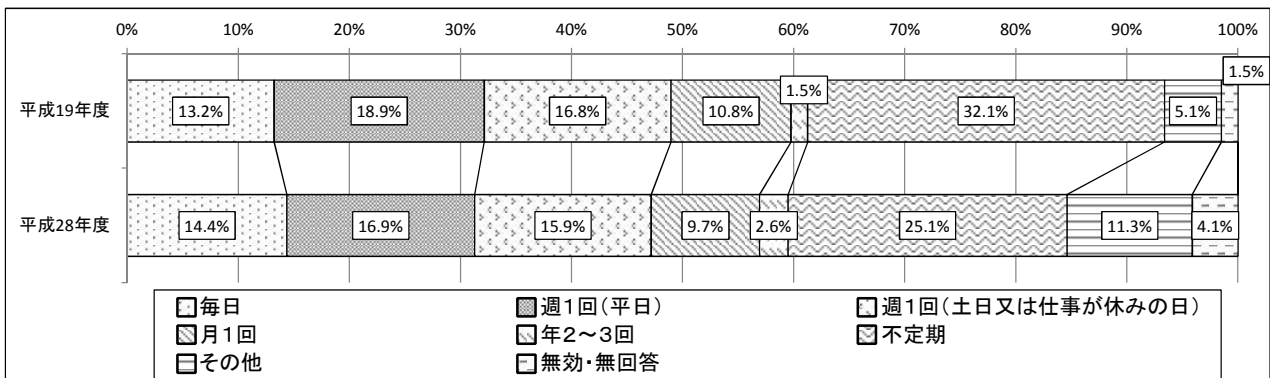
平成19年とほぼ同じ傾向です。平成28年調査では「趣味」「スポーツ」「学習」「サークル・クラブ活動」「ボランティア(社会奉仕)活動」をあわせると49.2%であり、生涯学習に関する意欲は低くないことがわかります。

「学習状況」(個人アンケート)



「継続してやっている」「継続はしていないが、やっている」は、平成19年と比較し6.5%と微増しています。

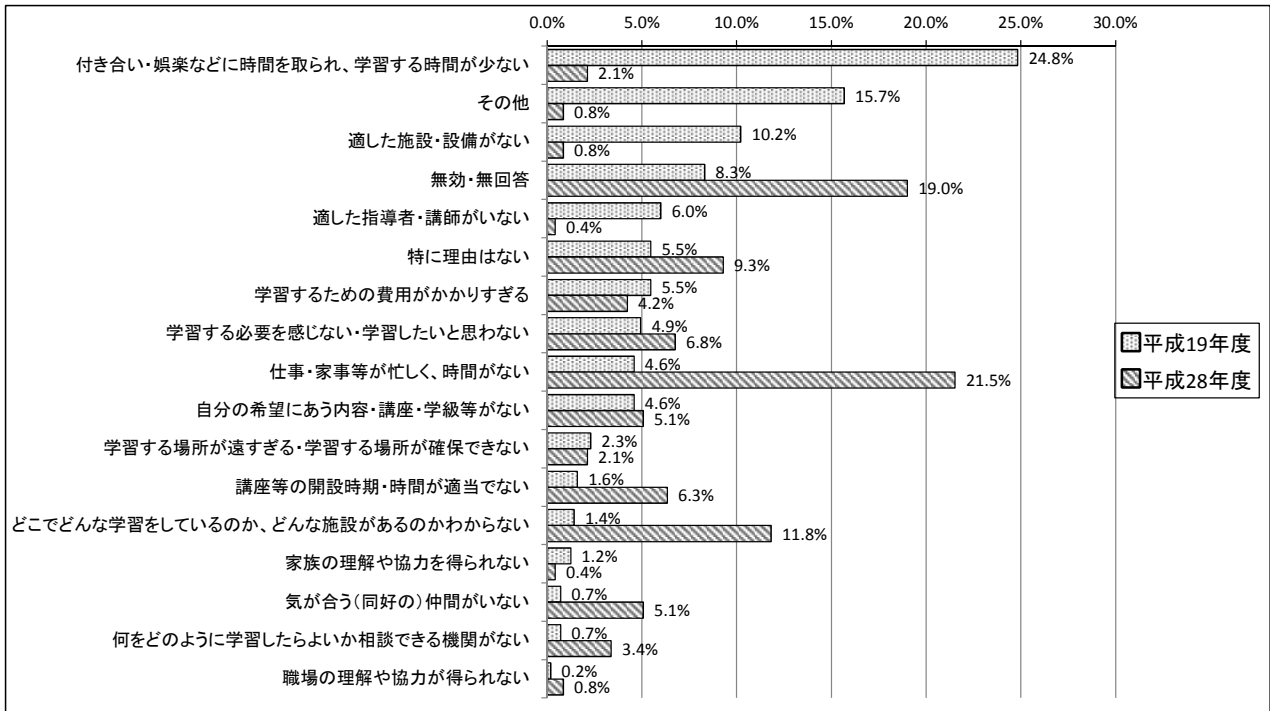
「学習の頻度」(個人アンケート)



学習の頻度は平成19年とほぼ変化がありません。

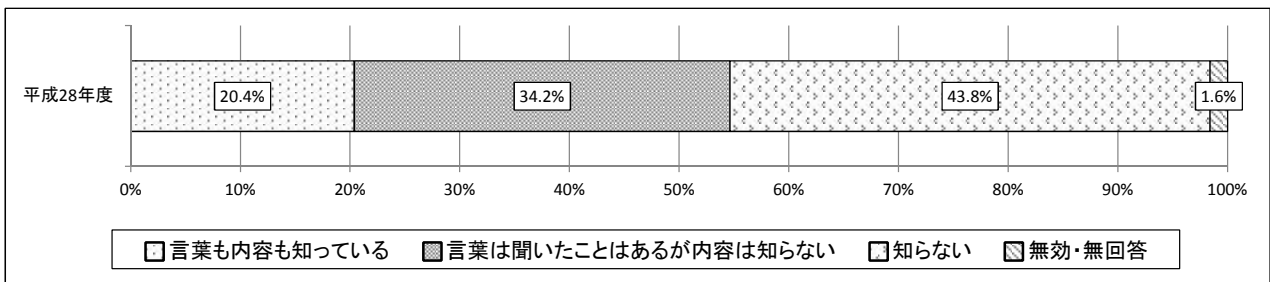
◆生涯学習への取り組みの阻害要因

「学習できない理由」（個人アンケート）



「付き合い・娯楽などに時間を取られ、学習する時間がない」「仕事・家事等が忙しく、時間がない」の合計は、平成19年とほぼ同じです。学習する「時間がない」ことが、大きな阻害要因であることがわかります。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」（※）の認知度（個人アンケート）



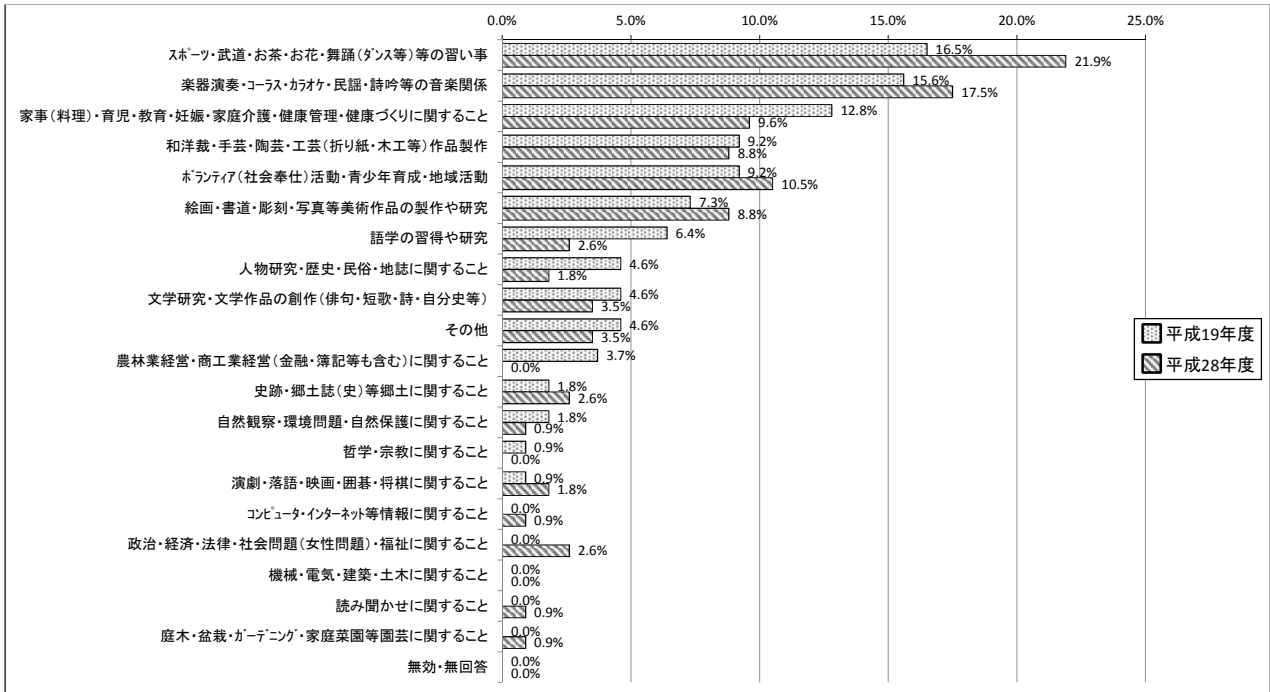
平成28年調査に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、調査項目を設けました。

認知度は54.6%となっていますが、平成28年調査の「学習できない理由」のアンケート集計結果では「仕事・家事等が忙しく、時間がない」が21.5%となっており、「仕事と生活の調和」の実現が難しい状況がわかります。

※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

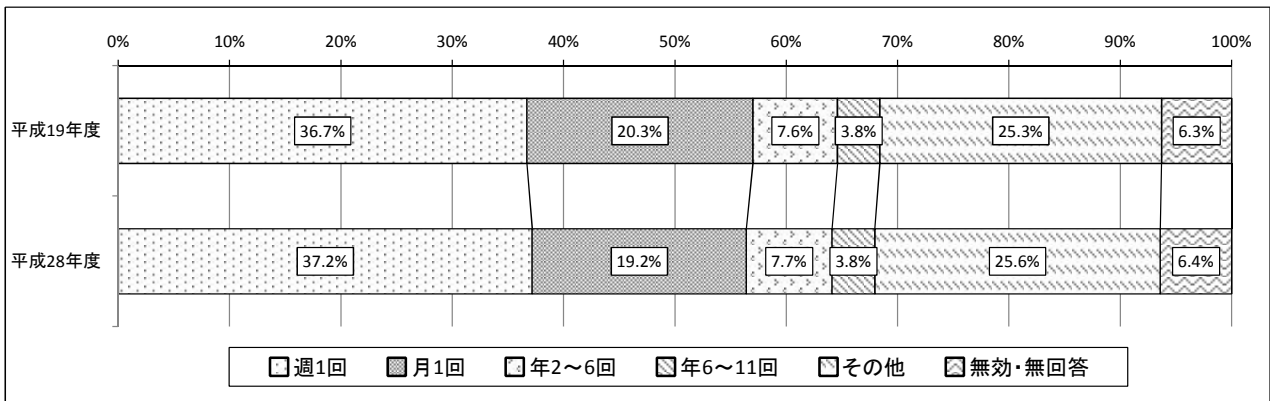
働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

◆市内社会教育施設利用団体の活動について
活動内容（団体アンケート）



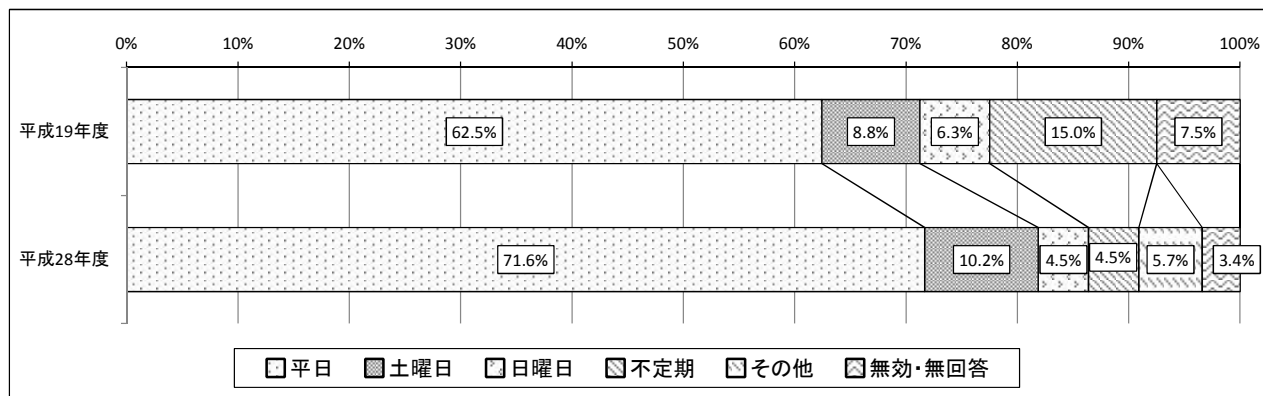
平成19年に比べ、スポーツ・お花等の習い事の団体、音楽関係の団体が増加しています。

活動状況（団体アンケート）



市内社会教育施設利用団体の活動状況は、平成19年とほぼ同じ頻度です。

活動日（団体アンケート）



市内社会教育施設利用団体の活動日は、平日が9.1%増加し、不定期が10.5%減少していることから、定期的な活動が定着しつつある傾向が見られます。

3 構想策定の趣旨

中野市生涯学習基本構想は、市の生涯学習を推進する指針です。

市村合併後の新市において、平成20年3月に、平成20年度から平成29年度末までの10年間の構想の期間とした中野市生涯学習基本構想（以下「第1次構想」）を策定しました。

平成29年度末の第1次構想の満了を控え、平成28年2月に上位計画の第2次中野市総合計画が策定されたことと、中野市教育大綱が策定されたことから、第1次構想の総括を行い、一層の生涯学習推進を図るため、第1次構想を引き継ぎ、第2次中野市生涯学習基本構想を策定します。

4 構想の性格

この構想は、第2次中野市総合計画の基本目標である「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」を基調とし、「ふるさとを学び育つ文化のまちづくり」を指針として策定されています。

5 構想の期間

この構想の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

6 基本方針

(1) 基本的な考え方

平成28年2月に策定した第2次中野市総合計画で将来都市像として掲げる「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」をめざし、市民が「いつでも、どこでも、だれでも」学びたいときに学べる活動を推進する必要があります。

また、教育基本法第3条において「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と生涯学習の理念が明記されています。

これらを踏まえ、第2次中野市生涯学習基本構想は、すべての行政分野を生涯学習の視点から見るものとし、「生涯学習のまちづくり」を推進するものです。

(2) 構想の目標

基本構想がめざす生涯学習の目標を以下のとおりとします。

緑豊かなまちでの学びを地域にいかす生涯学習のまちをめざして
～学びと夢でつながる心、絆づくり～

本構想を推進することで、市民の誰もが生涯学習に取り組み、仲間をつくり、その成果を活用できる生涯学習のまちづくりをめざします。

(3) 基本施策の柱

「すべての行政分野を生涯学習の視点から」という基本的な考え方から、第1次構想の基本施策の3つの柱を引き継ぎます。

- 施策の柱1 あらゆる学習機能の活性化
- 施策の柱2 多様な学習活動の推進
- 施策の柱3 生涯学習推進体制の充実

(4) 上位計画との関連

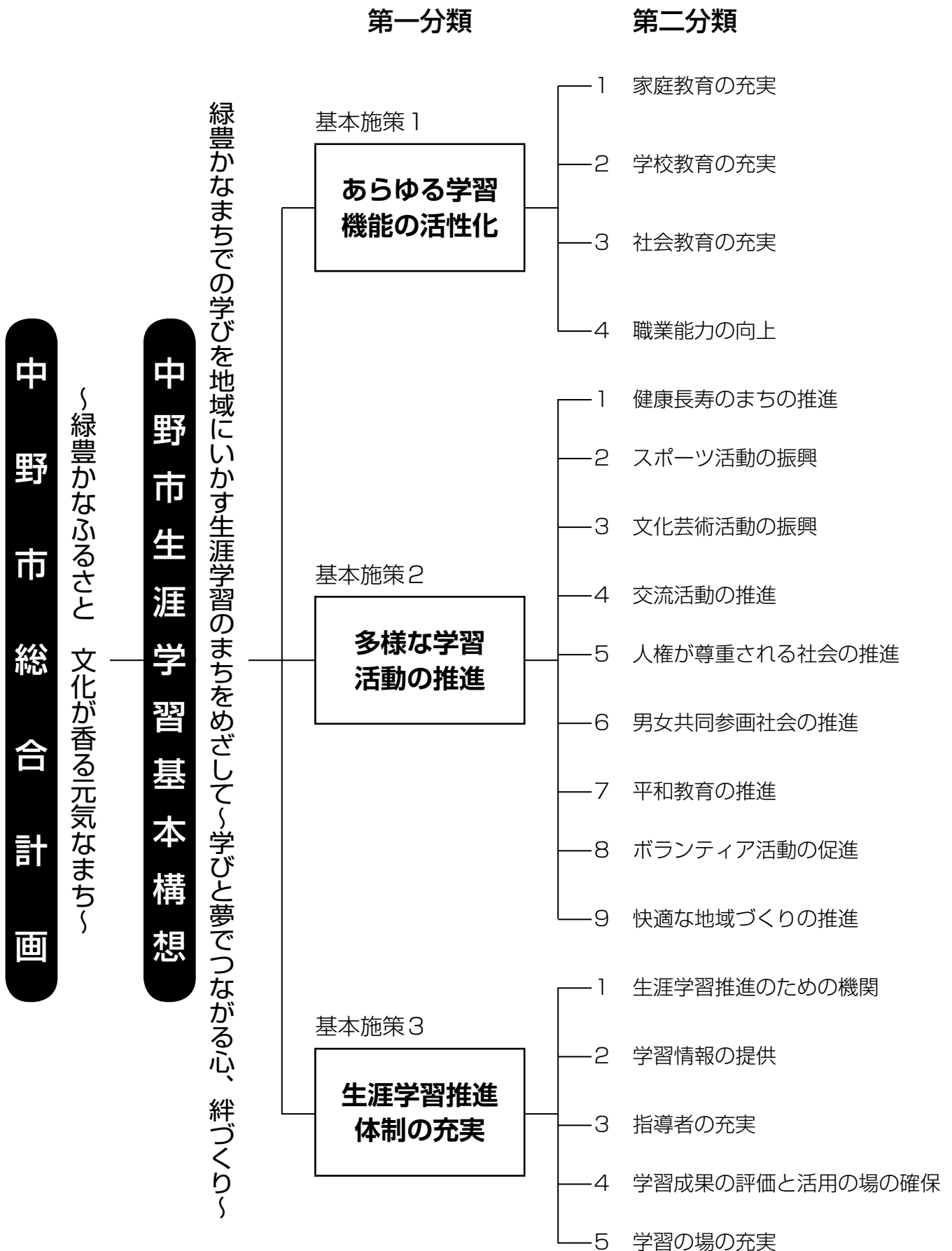
第2次中野市生涯学習基本構想は、本市の最上位計画である「第2次中野市総合計画」「中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図ります。

また、すべての行政分野を生涯学習の視点から見て、中野市教育大綱等各種計画との関連も視野に推進を図ります。

中野市生涯学習基本構想

各論 生涯学習のまちをめざす施策の展開

第2次中野市生涯学習基本構想体系



第三分類

- (1) 家庭の教育力の向上
- (2) 健やかな子どもを育てる環境づくり
- (3) 子育て支援体制の充実
- (4) 乳幼児教育の充実

- (1) 学校教育の推進
- (2) 地域との連携の強化

- (1) 青少年の学習活動の充実
- (2) 成人の学習活動の充実
- (3) 障がい者の学習活動の充実
- (4) 高齢者の学習活動の充実

- (1) 職業教育の充実
- (2) 職業能力形成機会の充実
- (3) 地域産業の育成

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 介護予防の推進

- (1) スポーツ・レクリエーションの振興
- (2) スポーツ施設の活用

- (1) 文化芸術活動の推進
- (2) 文化施設の活用
- (3) 文化財の保存と活用

- (1) 都市間交流の推進
- (2) 国際交流の推進

- (1) 人権意識の高揚
- (2) 人権教育の推進

- (1) 男女共同参画のための意識づくり
- (2) 男女がともに社会活動へ参画するための環境整備
- (3) 男女が平等に支え合う自立した生活づくり

- (1) 平和意識の育成
- (2) 平和教育の推進

- (1) 社会参加活動への意識の高揚
- (2) ボランティア活動への支援

- (1) 地域づくりの推進
- (2) 安全な生活の確保
- (3) 快適な環境の確保

- (1) 市民意見の反映
- (2) 生涯学習推進体制の強化

- (1) 多様な学習情報の提供
- (2) 学習情報のネットワーク化
- (3) 学習相談の充実

- (1) 指導者の養成
- (2) 指導者の発掘・活用

- (1) 学習成果を発表する機会の確保
- (2) 学習成果をいかすための支援

- (1) 施設の活用
- (2) 施設の充実

基本施策 1 あらゆる学習機能の活性化

1 家庭教育の充実

家庭は子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、すべての教育の出発点です。

しかしながら、核家族化の進行、急速な少子高齢化、人口の減少、地域とのつながりの希薄化、親が身近な人から子育てを学ぶことや助け合う機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化しています。特に近年は、親の育児不安、子どもへの虐待、家庭内暴力などが深刻な社会問題となっていて、その対策が求められています。また、朝食の欠食等の食習慣や不規則な就寝時間も心配されています。

家庭教育の重要性を啓発するとともに、その学習機会を提供し、学校や地域社会との連携を密にして家庭の教育力を高めていくことが大切です。

(1) 家庭の教育力の向上

- ① 家庭は、家族がお互いの人格を尊重し、協力し合って築いていくものです。家族が共同して家庭教育を行うことの大切さを啓発します。
- ② 家庭教育について相談や支援のできる環境づくりを推進します。
- ③ 基本的な生活習慣を形成するため、読書や外遊び・スポーツなどの様々な活動や「早寝早起き朝ごはん」運動の大切さを啓発します。

(2) 健やかな子どもを育てる環境づくり

- ① 家庭、学校、地域がお互いに協力体制を築き、健やかな子どもを育てるための環境づくりを推進します。
- ② 家庭と地域との連携を深めていくために、子どもたちが遊びながらのびのびと交流できる場や機会を地域に設けます。



家庭教育学級（中央公民館）

(3) 子育て支援体制の充実

- ① 親の子育てに関する不安や悩みを解消するため、情報提供等とともに、子育て相談に関する事業を推進します。
- ② 親たちの子育てについての学習会・交流会や仲間づくりなどを支援するとともに、保育を充実させ、育児中の親が学習活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

(4) 乳幼児教育の充実

- ① 乳幼児期は、心身の基礎が形成される大切な時期です。乳幼児の健康に留意しながら、親子や家族のふれあい、友達との遊びや交流を通じて、人とのかかわりを持つ力、自然とのふれあいや身近な環境とのかかわりを深める力を養っていくことに努めます。
- ② 乳幼児の健全な成長を促進するために、家庭、地域、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校が適切な役割分担をするなかで相互に連携を図り、教育環境の整備に努めます。
- ③ 乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るため、食に関する学習機会や情報の提供に努めます。



家庭教育学級（西部公民館）

2 学校教育の充実

社会の急激な変化に対応するため、自ら課題を見つけ、自ら解決できる能力を育成するとともに、他人を思いやる気持ちを養うことが求められています。

また、ふるさとを大切にすることを育むため、地域の学習資材や人材を活用した学習が重要となっています。

(1) 学校教育の推進

- ① 一人ひとりに応じた指導を通じて、学力の基礎・基本の定着を進めます。
- ② ふるさとへの誇りと愛着が持てるよう、「信州なかの」の歴史や特性をいかした学習を進めます。
- ③ 学校内のネットワーク環境を整備するとともに、児童生徒がタブレット端末等を活用したICT教育（※）を通じて、新しい時代に生きる力を身につける教育を充実します。
- ④ 小中学校へ外国語指導助手（ALT）を配置し、話す、聞く力等、コミュニケーション能力を身につけるとともに、グローバルな視点に立った国際感覚を養います。
- ⑤ 将来に夢や目標を持ち、努力することの大切さや、地域の様々な職業を持つ関係者と連携し、社会で役割を持ち働くことの大切さを学ぶキャリア教育を推進します。
- ⑥ 障がいのある児童生徒に対し、保護者や関係機関と連携し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

(2) 地域との連携の強化

- ① 子どもや学校が抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ仕組みとして、地域社会全体で子どもを育むコミュニティスクールの取組を推進します。
- ② 家庭、学校、地域、行政が連携し、発達段階に応じた生活体験を通じて他人を思いやる心豊かな人間性を育てる教育を推進します。

※ICT教育

デジタル機器やコンピュータ、インターネットなどを活用した教育

3 社会教育の充実

すべての市民が、日常的に必要な知識、教養を高め、様々な社会変化から生じる生活上の課題に役立つ学習や心の豊かさ、うるおいなどを求める学習が大切となってきています。

公民館、図書館をはじめとする生涯学習施設は、市民の学習活動を支える多種多様な学習機会を提供する中核的な役割を担っています。青少年や成人などの学習活動に対しては、各機関が役割を十分果たしながら、学校等とともに多面的に連携することや地域における分館等の場を活用することも必要です。

また、障がいのある人や高齢者が学習活動に取り組む環境を整備することも、社会教育の充実に重要です。

(1) 青少年の学習活動の充実

- ① 次代を担う青少年を育成するため、家庭、学校、地域が連携をとり、健全育成活動や非行防止活動、環境浄化活動などの推進を図ります。
- ② 豊かな心と体を育むため、自然の中での野外活動や生産活動などの自然環境にふれる機会の拡充を図り、連帯性や社会性が身につくような体験活動の充実を図ります。
- ③ 青少年が地域社会の諸活動を通じて自主性や責任感を育むため、地域行事等への参加を呼びかけるとともに、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動、交流活動等を推進します。
- ④ 青少年の国際感覚を養い、視野を広げるため、国際交流を積極的に推進します。



親子ふれあい魚つかみ取り（夜間瀬川）

(2) 成人の学習活動の充実

- ① 新しい知識や技術の習得、趣味、教養、福祉、環境、地域の抱える問題など幅広い学習機会の充実を図り、学習活動の活発化を推進します。
- ② 成人の自主的な学習活動を支援するため、参加しやすい学習機会の提供を図ります。

(3) 障がい者の学習活動の充実

- ① 障がいのある人の自立と社会参加を進めるために、知識・技術の習得機会の充実を図ります。
- ② 障がいのある人もない人も、障がいについての正しい理解と認識を身につけ、地域でともに暮らしていく社会を構築するための意識啓発を推進します。

(4) 高齢者の学習活動の充実

- ① 高齢者がいつまでも住みなれた地域で交流を保ち、積極的に参加し、いきいきと元気に暮らせる社会を築くため、保健、福祉、医療、教育など幅広い分野から総合的に学習できる環境づくりを推進します。
- ② 生きがいを持った元気な高齢者を増やすため、各種施策を積極的に推進するとともに、知識・経験・技術をいかした社会貢献の機会の確保を図ります。



やしょうまづくり教室 (西部公民館)



親子切り絵教室 (中央公民館)

4 職業能力の向上

人口減少時代において持続可能な社会をつくるためには、働く意欲のある人全員が活躍できるよう労働環境を整備することが求められています。

こうした状況の中、重要性が叫ばれているのが職業教育訓練の充実です。

若年者、高齢者、女性、障がい者を問わず、すべての人々が、職業を自らの意志で選択し働くため、知識・技能を習得する機会を広げていくことが大切です。

(1) 職業教育の充実

- ① 職業の選択や職業能力の開発及び向上のため、職業教育を総合的に講じることにより、雇用の促進等を図り、経済及び社会の発展に寄与することに努めます。

(2) 職業能力形成機会の充実

- ① 中野地域職業訓練センターが実施している各種職業訓練を進め、職業の安定と人材育成の場の提供に努めます。
- ② 職業の力を高めるための障がい者雇用人材育成事業を進めます。
- ③ 子育て期を終えた女性等の社会復帰を図るため、再就職支援事業を進めます。

(3) 地域産業の育成

- ① 新技術・新製品の開発や特許、実用新案取得等、企業活動への支援を進めます。
- ② 新規就農者への研修、育成、営農及び定住に対して支援を行います。
- ③ 新しい作物の導入、新品種の開発、普及、生産技術の革新等に対する支援を進めます。
- ④ 地域の伝統と文化をいかした特色のある産業の育成に努めます。
- ⑤ 経営の安定と近代化を図るため、経営相談などの支援を行います。



新入社員研修（北信州能力開発センター）



配管科訓練（北信州能力開発センター）

基本施策2 多様な学習活動の推進

1 健康長寿のまちの推進

人は誰でもしあわせで充実した生活を営むため、心身ともに健康でありたいと願っています。日常生活でバランスのとれた栄養・運動・休養のとり方を学び、「自分の健康は自分で作る」という自覚を持って、健康づくりを進めることが大切です。

このため、市民一人ひとりが、乳幼児期から高齢期まで、人生の各時期に応じた健康づくりについて、知識や技能を習得できるよう支援していくことが必要です。

また、高齢者がいつまでも住みなれた地域で元気に自立した日常生活を継続するためには、要支援・要介護状態をできる限り予防し、介護・福祉・健康等について、様々な面から支援していくことが必要です。

(1) 健康づくりの推進

- ① 乳幼児から高齢者まで、一人ひとりのライフステージに応じた健康教育の充実を図るため、栄養・運動・休養についての必要な知識の習得と日常生活における実践の普及を進めます。
- ② 健康づくりのイベントなどによる健康増進意識の高揚と、運動習慣の定着を図ることにより、健康づくり運動を推進します。
- ③ 料理講習会や栄養指導、栄養相談などを開催し、食生活に関する知識の普及と技術の習得を図ります。
- ④ 歯科講座、歯科相談などを開催し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進します。
- ⑤ 地元の安全食材を使った食を広め、地産地消の浸透を図るとともに、食と健康をテーマにした講演会を開催します。

(2) 介護予防の推進

- ① 介護予防に関する各種教室・講座を開催し、介護予防の啓発に努めます。
- ② 認知症の方を地域で支えるため、認知症に関する講演会や認知症サポーター養成講座などを開催します。
- ③ 高齢者が住みなれた地域で生活が継続できるよう、関係機関と連携し、在宅介護を支援します。

2 スポーツ活動の振興

ライフスタイルの変化や健康志向の広がりに伴い、日常的にスポーツ・レクリエーションを楽しむ市民が増える一方、健康、体力づくりのほか、地域におけるコミュニケーションを深めることや、競技を観戦して楽しむことなど、スポーツ活動も多様化しています。

市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、啓発活動やスポーツ教室の開催、イベントの開催などを通じた生涯スポーツ振興が望まれます。

また、市民の主体的なスポーツ活動が活発に展開されるためには、各スポーツ団体による積極的な活動が期待されます。

(1) スポーツ・レクリエーションの振興

- ① 幼児から高齢者までスポーツ・レクリエーションの楽しさを啓発し、生涯スポーツに関する意識の高揚を図ります。
- ② 多くの市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるように、各種スポーツ教室や競技大会を開催します。
- ③ 各種スポーツの競技力向上を図るため、スポーツ少年団、体育協会等スポーツ団体の活動を支援します。

(2) スポーツ施設の活用

- ① スポーツの振興のため、体育施設の充実に努めます。
- ② 身近にスポーツを楽しむため、学校開放事業の一層の推進に努めます。



カチューシャふるさとマラソン大会

3 文化芸術活動の振興

文化芸術活動は、生活にうるおいをもたらし、地域における連帯感を育み、豊かな地域社会を創造するうえで大切です。

このため、市民一人ひとりが文化芸術を身近に感じ、親しめる環境づくりを推進するとともに、主体的・創造的な文化芸術活動を支援していくことが必要です。

また、豊かな歴史に育まれた伝統文化には、それ自体に価値があるだけでなく、新たな文化を醸成させるためにも大切なものであり、保存し、次代に継承していく必要があります。

(1) 文化芸術活動の推進

- ① 文化芸術に対する市民の関心や理解を深めるとともに、既存の文化団体の充実、市民の自主的な文化芸術活動を促す市民組織の設立や支援に努めます。
- ② 優れた水準の文化芸術に触れることができる機会を提供するとともに、市民生活に文化芸術が息づく心豊かな地域づくりを推進します。
- ③ 市民一人ひとりが文化芸術に親しむことで、生活にうるおいを求められる施策を推進します。

(2) 文化施設の活用

- ① 市民が自主的に活動し、相互理解を深め、より活発な文化芸術活動を推進するための拠点施設の役割が重要なことから、文化施設の整備を検討します。
- ② 多様なニーズに対応するため、既存の諸施設の有効活用を図ります。



信州なかの音楽祭

(3) 文化財の保存と活用

- ① 地域に残る文化財を保護するため、文化財を大切にすること意識の高揚を図るとともに、文化財の保存活動や歴史に関する学習活動を支援します。
- ② 文化財を後世に伝えるため、基礎調査や文化財の指定等を推進し、保護していくとともに、地域の伝統文化の後継者の保護・育成を図ります。
- ③ 文化財や伝統文化を身近なものとして市民に親しんでもらうため、啓発活動に努めるとともに、展示や活用の効果的な運用を図ります。
- ④ 地域に根ざした伝統文化行事への参加促進を図り、後世に伝えるよう努めます。
- ⑤ 学習を通じて、歴史や伝統をいかした新しいまちづくりが推進されるよう支援します。

4 交流活動の推進

本市は、宮城県仙台市、大分県竹田市と音楽姉妹都市を、茨城県北茨城市と姉妹都市を、静岡県磐田市と友好都市を、それぞれ提携しています。

地域の活性化のためには、姉妹都市交流など様々な分野で進め、交流都市双方の活性化につながる交流活動を推進していくことが必要です。

また、経済のグローバル化等により、本市においても在留外国人数が増え、国際交流の機会が増加し、生活面でも国際化が進んでいます。急速に進む国際化に対し、市民の国際感覚の向上を図るために、国際交流のより一層の推進が求められており、そのために、国際交流事業の推進が必要です。

(1) 都市間交流の推進

- ① お互いの地域性をいかし合いながら、姉妹都市、音楽姉妹都市、友好都市とさらに交流を深めていきます。
- ② 地域の活性化や文化の相互発展を図るため、広く市民レベルの都市間交流を促進します。

(2) 国際交流の推進

- ① お互いの文化を理解するため、外国出身者や関係団体などによる交流活動を充実させるとともに、国際感覚を身につけるための外国語講座を提供し、文化交流を促進します。
- ② 外国出身の方が、地域などで言語や文化の違いによる不都合、不便を生じないよう日本語教室を開催します。
- ③ 国際交流活動に携わる個人やボランティア団体に対する支援を充実させます。

5 人権が尊重される社会の推進

人権尊重、人権擁護は、国際的にも大きな課題となっています。

誰もがしあわせで明るく、住みよい社会をつくるには、お互いの人権を認め合い、尊重し合わなければなりません。

本市では、さらなる人権意識の高揚を図り、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい社会の実現を図っていく必要があります。

(1) 人権意識の高揚

- ① 人権意識の高揚は、あらゆる場面で機会をとらえて適切に行うことが重要です。このため、家庭、学校、社会が連携して、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人などに対する差別をなくすよう相談体制及び人権教育・啓発の推進に努めます。

(2) 人権教育の推進

- ① 市民一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重の共生社会を実現するため、あらゆる場を通じて啓発活動や学習機会の推進に努めます。
- ② 教育関係者などの研修機会の充実を図り、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、高等学校と系統的な人権教育を推進します。

6 男女共同参画社会の推進

長い歴史や習慣の中で形づくられた性別による差別は依然存在しています。すべての市民が性別にかかわらずお互いの生き方を尊重し合い、個性豊かに生きることができる男女共同参画社会の実現を図っていく必要があります。

(1) 男女共同参画のための意識づくり

- ① 人々の意識の中には、長い時間をかけて形づくられた性別に基づく固定的な役割分担意識が依然存在します。男女平等への意識改革を図るため、啓発の推進や学習機会の提供を図ります。

(2) 男女がともに社会活動へ参画するための環境整備

- ① 男女がともに働きやすい環境づくりのための周知啓発、各種制度の普及、促進を図ります。
- ② 女性が参画しやすい環境づくりを進めるとともに、女性自身が社会のあらゆる分野で積極的に責任を果たしていくための意識づくりと、力をつけるための支援を進めます。

(3) 男女が平等に支え合う自立した生活づくり

- ① 男女共同参画社会の形成にあたっては、男女がともにお互いの性を尊重しながら平等に支え合い自立した生活を営むことは大変重要であるため、啓発に努めます。

7 平和教育の推進

平和を求めることは、世界の人々の願いです。平和を希求する日本国憲法の精神を大切に、再び戦争の惨禍を繰り返さないために、平和な国際社会の実現をめざすことが必要です。

(1) 平和意識の育成

- ① 平和を願う心を養い、武力や暴力にたよらない解決を大切にする意識の育成に努めます。
- ② 平和な国際社会を実現するため市民一人ひとりの平和意識を高め、あらゆる場を通じて戦争の悲惨さ、平和の大切さを発信し、そのための啓発活動に努めます。

(2) 平和教育の推進

- ① 青少年に戦争の真実と悲惨さを伝えるとともに、平和の意義について考え、学習を深めることを推進します。



差別をなくす講演会



中学生被爆地派遣（広島市）



男女共同参画セミナー

8 ボランティア活動の促進

ボランティア活動は、相手に対する一方的な援助活動ではなく、互いの気持ちを理解し支え合うという対等な人間関係を基本に、自分が持っている知識・技術などをいかしながら、相手からも学ぶ自発的で相互的な活動であり、自己実現を図るという大きな意味があります。

ボランティア活動を理解し、積極的に参加する市民が増え、心と心がふれあう、ぬくもりのある社会を築いていくことが必要です。

(1) 社会参加活動への意識の高揚

- ① 市民一人ひとりが生涯学習の成果をボランティア活動にいかすことができるように、社会参加の相談や情報の提供等を行い、市民意識の高揚を図ります。
- ② 学校、民間団体、社会福祉協議会などと連携しながら、ボランティア活動への参加促進を図ります。

(2) ボランティア活動への支援

- ① ボランティア活動をする団体・個人の活動を支援します。
- ② ボランティア活動を希望する人へ、活動に対する支援の情報などを提供します。

9 快適な地域づくりの推進

社会環境の変化に伴い、地域社会にもさまざまな影響が出てきていますが、市民は、安全で快適な環境のもとで暮らしたいと願っています。

地域の課題を解決し、快適な環境のもとで安心して生活するためには、お互い学び合い支え合う学習活動を展開し、地域ぐるみの活動を推進していく必要があります。

(1) 地域づくりの推進

- ① まちづくりの主体である市民や、コミュニティ組織の核となる区、NPOをはじめとする市民活動団体などと市の連携による協働のまちづくりを推進するとともに、地域の課題解決に向けた地域づくり活動を支援します。
- ② 地域のよりよい環境を築くため、郷土のすばらしさを再発見するなどの学習活動を推進します。
- ③ 地域全体で生涯学習に取り組む気運を高め、地域で必要となる施設の整備や環境づくりを支援します。

(2) 安全な生活の確保

- ① 犯罪のない明るい社会をつくるため、市民の防犯意識の高揚を図り、市民一人ひとりが連携し、地域から暴力や犯罪をなくしていけるように支援します。
- ② 交通事故防止のため、幼児から高齢者に至るまで一貫した交通安全教育及び指導の充実を図ります。
- ③ 災害が発生した場合に被害を最小限度にとどめるため、日頃から、防災に関する学習や訓練を実施し、防災に関する住民意識の高揚を図ります。
- ④ 消費者トラブル等を未然に防止するため、消費生活に関する的確な情報提供を行う各種啓発や消費相談等の充実を図ります。

(3) 快適な環境の確保

- ① 市民一人ひとりが自然のメカニズムや人間と自然のかかわりについて理解を深め、自然と共生を考えた生活ができるよう、学習機会の充実を図ります。
- ② 河川や湖沼の浄化、都市の緑化、環境美化やごみの分別・処理など身近な環境問題を、市民一人ひとりの問題として理解し、快適な生活環境づくりを進めていくことができるよう、啓発活動を推進します。
- ③ 省資源・省エネルギー運動、リサイクル運動など地域ぐるみで行うことができるよう、支援体制の充実を図ります。



長丘地区から望む夏の高社山

基本施策3 生涯学習推進体制の充実

1 生涯学習推進のための機関

市民の学習に対する気運の高まりや広がりを支え、市民の多様な学習活動が主体的に行われるために、生涯学習推進体制の充実が必要です。

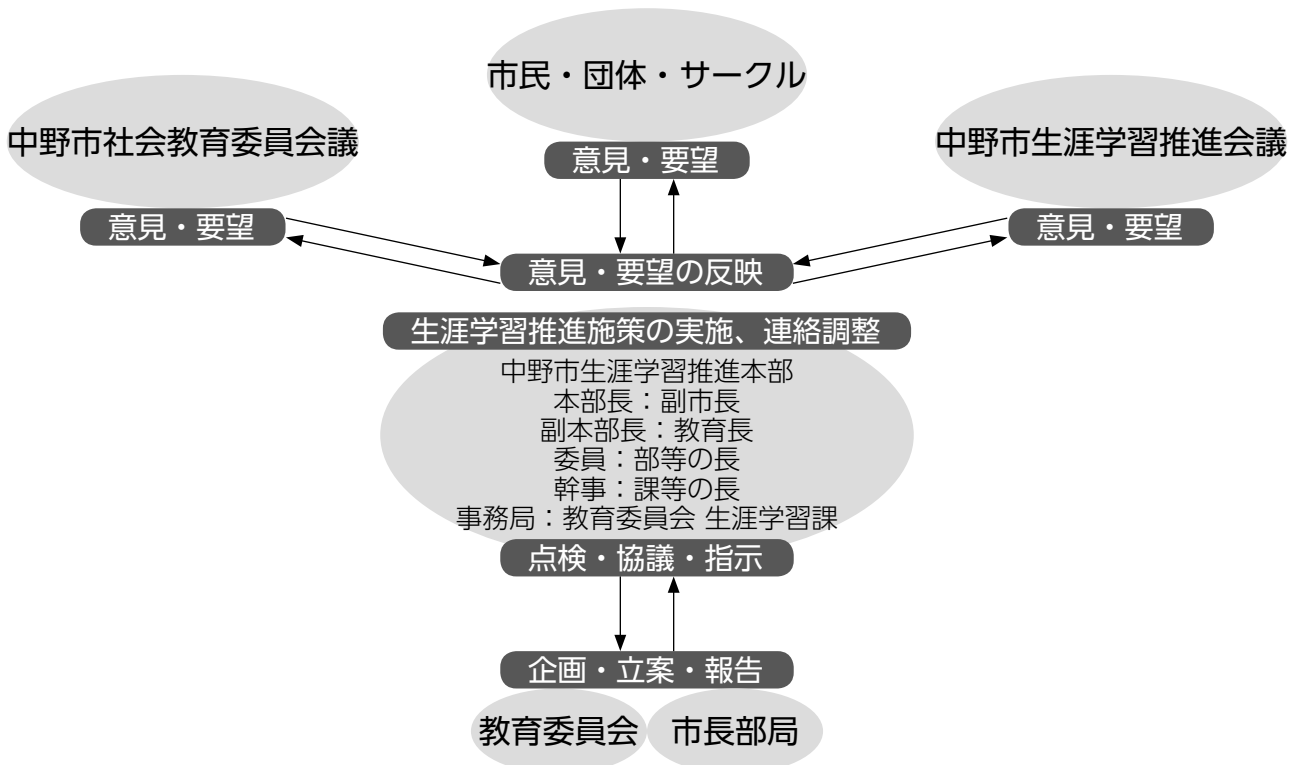
(1) 市民意見の反映

- ① 生涯学習のまちづくりの推進にあたっては、学識経験者、団体の代表者等で構成された中野市社会教育委員会及び中野市生涯学習推進会議と中野市生涯学習推進本部が連携を図りながら、市民の意見を施策に反映させていきます。
- ② 生涯学習のまちづくりのために、中野市社会教育委員及び中野市生涯学習推進会議委員が、必要に応じて研修や視察を実施できるようにします。

(2) 生涯学習推進体制の強化

- ① 中野市生涯学習推進本部において、生涯学習関連事業を連絡調整し、市民の多様な学習要求に応える施策を総合的に推進します。
- ② 行政と市民がともに生涯学習推進の意識を持ち、生涯学習のまちづくりの推進に努めます。

中野市生涯学習推進体制



2 学習情報の提供

学習活動を進めるためには、市民の要求に応じた学習情報の提供や主要な学習施設等における相談活動の充実など、市民の学習活動を支援する必要があります。

(1) 多様な学習情報の提供

- ① 市民が学習活動を進めるために、行政が提供する各種の学習情報を取りまとめて提供します。
- ② 市民の学習要求に応じるため、イベント情報、団体・サークル情報、人材情報などの収集と広報誌等での提供を図ります。

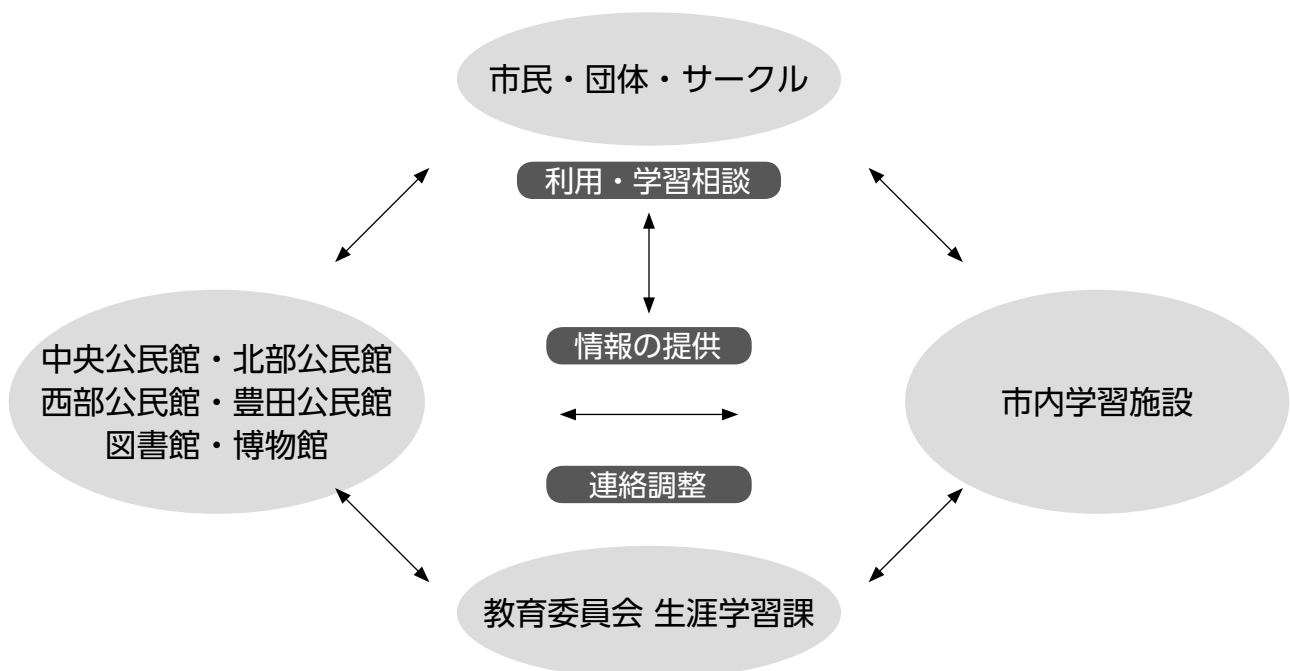
(2) 学習情報のネットワーク化

- ① 市民がインターネットを通じて生涯学習に関する情報を収集することができるよう、ホームページの充実を図ります。

(3) 学習相談の充実

- ① 市民の学習相談に応じられるように、公民館、図書館などの社会教育施設における相談窓口の充実と、関係機関等との連携を図ります。
- ② 市民の多様な学習相談に応じられるように、社会教育施設の職員等に研修の機会を設け育成を図ります。

学習施設の連携



3 指導者の充実

多種多様に存在する学習活動を進めるためには、それぞれの学習目的、内容、レベルにあった学習活動を支援し、助言する人の役割が重要です。

そのため、各分野の指導者や各種ボランティア指導者を発掘、養成していく必要があります。

(1) 指導者の養成

- ① 様々な団体活動グループやサークルの活動を一層盛んにするため、団体・地域のリーダーなど、指導者の養成に努めます。
- ② 生涯学習推進に関するあらゆる分野の職員に対し、研修会や講習会に参加する機会を拡充し、資質の向上を図ります。

(2) 指導者の発掘・活用

- ① 専門的な知識・技能を持った市民が指導者として活動できるように、生涯学習人材登録制度の充実と活用を図ります。



分館長・主事研修会 (中央公民館)

4 学習成果の評価と活用の場の確保

学習活動を通じて得た成果を適正に評価されることは、さらに学ぶ人の学習意欲を高めることとなります。

また、さらなる学習意欲を喚起するためには、身につけた能力を社会の中でいかしていくことができるように、社会環境を整備していく必要があります。

(1) 学習成果を発表する機会の確保

- ① 学習成果を発表する機会の充実を図り、学習の成果が多くの人に評価され、次の学習意欲を引き出せるような仕組みづくりに努めます。

(2) 学習成果をいかすための支援

- ① 学習成果を地域活動などにいかすことができるような体制整備を推進します。



芸能祭



文化祭



子ども読書活動「ファミリー賞」発表



生涯学習市民のつどい まなびいステージ

5 学習の場の充実

学習活動を円滑に進めていくためには、学習活動が行われる場を確保することが重要です。そこで、市民の要求に応じていくため、公民館、図書館、博物館、学校、体育施設などの施設の充実や連携に努めていく必要があります。

(1) 施設の活用

- ① 中央公民館、北部公民館、西部公民館、豊田公民館、図書館、博物館を、生涯学習の拠点となる施設として位置づけ、市民の学習活動を支えるとともに、生涯学習実践の場としての活用を推進します。
- ② 市民等が集う公共施設や各種体育施設とも連携を進め、情報の共有を図ります。
- ③ 学校施設を生涯学習活動の場として、一層解放されるように努めます。

(2) 施設の充実

- ① 生涯学習の場としての機能をより高めるため、各種施設の充実を図ります。

参考資料

中野市生涯学習推進本部要綱

(設置)

第1条 生涯学習のまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、中野市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、市の行う生涯学習に関する施策について、総合的な企画及び調整に関する事項とする。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、委員及び幹事をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、部務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の種類)

第5条 本部の会議は、委員会及び幹事会とする。

(委員会)

第6条 委員会は、所掌事務に関する基本方針を協議する。

- 2 委員会は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第7条 幹事会は、所掌事務に関する調査、研究及び委員会の部務の執行に必要な事項を処理する。

- 2 幹事会に、幹事長を置き、教育次長をもって充てる。
- 3 幹事長は、会務を総理する。
- 4 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指定した者がその職務を代理する。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(事務局)

第8条 本部の事務を処理するため、事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年 3月31日教育委員会告示第19号）
この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月30日教育委員会告示第 1号）
この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（平成20年 3月27日教育委員会告示第 5号）
この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則（平成21年 3月30日教育委員会告示第 3号）
この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則（平成23年 3月31日教育委員会告示第 1号）
この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則（平成25年 3月29日教育委員会告示第 1号）
この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則（平成27年 3月31日教育委員会告示第 1号）
この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

職名	職名
総務部長	建設水道部長
健康福祉部長	消防部長
福祉事務所長	豊田支所長
子ども部長	会計管理者
くらしと文化部長	教育次長
経済部長	議会事務局長

別表第 2（第 3 条関係）

職名	職名	職名	職名
庶務課長	福祉事務所次長	農政課長	南部学校給食センター所長
危機管理課長	子育て課長	売れる農業推進室長	中央公民館長
政策情報課長	子ども相談室長	営業推進課長	図書館長
財政課長	保育課長	道路河川課長	博物館長
税務課長	環境課長	都市計画課長	議会事務局次長
地域振興課長	文化スポーツ振興課長	上下水道課長	農業委員会事務局長
健康づくり課長	市民課長	消防課長	
福祉課長	市民協働推進室長	学校教育課長	
高齢者支援課長	人権・男女共同参画課長	生涯学習課長	

中野市生涯学習推進会議設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習のまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、中野市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 生涯学習基本構想の策定及び実施結果の評価に関すること。
- (2) 生涯学習推進本部から提起された事項に関すること。
- (3) 事業の企画、運営に関すること。
- (4) 関係機関等との連携や協働、協力体制づくりに関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 社会教育委員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の座長となる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において廃止前の中野市生涯学習推進会議規則（平成17年中野市教育委員会規則第19号）第2条の規定による委員（以下この項において「旧委員」という。）である者は、それぞれ施行日に第3条の規定による委員（以下この項において「新委員」という。）とみなす。この場合において、その新委員とみなされる者の任期は、第4条に規定する委員の任期に

かかわらず、施行日における旧委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一とする。

- 3 前項の規定により新委員とみなされる者が在任する間は、推進会議の委員の定数については、なお従前の例による。

中野市生涯学習推進会議 委員名簿

役 職	氏 名	機 関 団 体 名
委 員 長	小 島 佐和子	社会教育委員
副委員長	北 山 和 夫	社会教育委員
委 員	小 林 弘 治	社会教育委員
委 員	和 田 吉 史	社会教育委員
委 員	小 林 英 司	社会教育委員
委 員	佐 野 茂	社会教育委員
委 員	小 林 貴 子	社会教育委員
委 員	柴 垣 顕 郎	社会教育委員
委 員	池 田 眞貴子	社会教育委員
委 員	富 田 貴 江	社会教育委員
委 員	江 口 明 男	市区長会
委 員	青 木 淳 一	市公民館運営審議会
委 員	高 木 幹 男	市社会福祉協議会
委 員	高 田 久 治	市立図書館協議会
委 員	郷 道 哲 章	市文化財保護審議会
委 員	堀 内 六十三	市文化芸術協会
委 員	小 林 佳 子	市保健補導委員会
委 員	山 寄 孝 之	市スポーツ推進委員会
委 員	滝 沢 登	市青少年健全育成連絡協議会
委 員	牧 野 昌 徳	市老人クラブ連合会
委 員	土 屋 雅 彦	中野市農業協同組合
委 員	湯 澤 昭 二	信州中野商工会議所
委 員	青 木 隆 久	中野市青年会議所
委 員	田 中 健太郎	北信州能力開発センター

第2次中野市生涯学習基本構想策定委員会設置要領

(設置)

第1条 第2次中野市生涯学習基本構想策定のため、第2次中野市生涯学習基本構想策定委員会（以下「委員会」）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10名以内で組織し、教育委員会が依頼する。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成28年11月8日から平成29年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の座長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年11月8日から施行する。

第2次中野市生涯学習基本構想策定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	機 関 団 体 名
委 員 長	小 島 佐和子	中野市社会教育委員
副委員長	北 山 和 夫	中野市社会教育委員
委 員	小 林 弘 治	中野市社会教育委員
委 員	和 田 吉 史	中野市社会教育委員
委 員	小 林 英 司	中野市社会教育委員
委 員	佐 野 茂	中野市社会教育委員
委 員	小 林 貴 子	中野市社会教育委員
委 員	柴 垣 顕 郎	中野市社会教育委員
委 員	池 田 眞貴子	中野市社会教育委員
委 員	富 田 貴 江	中野市社会教育委員

第2次中野市生涯学習基本構想策定経過

平成27年

- 5月8日 第1回中野市社会教育委員会議
- 6月24日 第1回中野市社会教育委員会議（臨時会）
- 10月30日 第2回中野市社会教育委員会議（臨時会）
- 12月22日 第3回中野市社会教育委員会議（臨時会）

平成28年

- 2月10日 第3回中野市生涯学習推進会議
- 3月15日 第2回中野市社会教育委員会議
- 5月9日 生涯学習に関するアンケート調査実施（～5月27日）
- 5月26日 第1回中野市社会教育委員会議
- 7月22日 第1回中野市社会教育委員会議（臨時会）
- 7月22日 第1回中野市生涯学習推進会議
- 8月23日 第1回中野市生涯学習推進本部幹事会
- 11月1日 第2回中野市生涯学習推進本部幹事会
- 11月8日 第2回中野市社会教育委員会議（臨時会）
- 11月8日 第2次中野市生涯学習基本構想策定委員会
- 11月8日 第2回中野市生涯学習推進会議
- 11月14日 第1回第2次中野市生涯学習推進本部委員会
- 12月1日 パブリックコメントの実施（～平成29年1月6日）

平成29年

- 1月19日 第2回第2次中野市生涯学習基本構想策定委員会
- 1月23日 第2回中野市生涯学習推進本部委員会
- 1月26日 中野市教育委員会定例会
- 1月26日 第2次中野市生涯学習基本構想 策定

第2次中野市生涯学習基本構想

発行 平成29年3月

発行者 中野市・中野市教育委員会

編集者 中野市教育委員会事務局 生涯学習課

E-mail shogai@city.nakano.nagano.jp

<http://www.city.nakano.nagano.jp/>